

○飯塚市立図書館利用者登録及び利用者カードに関する取扱要綱

平成22年3月10日

飯塚市教育委員会告示第3号

改正 H24-2

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市立図書館条例施行規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、規則第7条第2項に規定する館外利用者の登録及び利用者カードについて、必要な事項を定めるものとする。

(証明書)

第2条 規則第8条第1項に規定する身分証明書又はこれらに類するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険証
- (2) 住民票
- (3) 旅券
- (4) 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳等
- (5) 社員証、学生証、生徒手帳等(住所が確認できるものに限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住所、氏名等が現に確認できるもの

(H24-2一改)

(市外の者に係る添付書類)

第3条 次の各号に掲げる者は、規則第8条第1項の申込書に当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、市内に勤務する者又市内の学校等に在籍する者であることが確認できる場合は、この限りでない。

- (1) 規則第7条第1項第3号アに規定する者 市内に勤務する者であることを当該事業者又は当該団体の代表者(派遣等により市内の事業所又は団体(この号において「派遣先」という。))に勤務する者については、派遣先の証明が困難であると認められるときは、派遣元とする。)による証明書
- (2) 規則第7条第1項第3号イに規定する者 在学証明書、在園(所)証明書
- (3) 規則第7条第1項第4号に規定する者 飯塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める書類

(H24-2一改)

(利用者カードの有効期限)

第4条 規則第7条第2項の利用者カード(以下「利用者カード」という。)には有効期限を設けないものとする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に

定める期限を設けるものとする。

(1) 規則第7条第1項第3号アに規定する者 1年。ただし、期限を定めて雇用され、又は勤務する場合については、当該期限が申込み日から1年を超えない場合にあっては当該期限とし、1年を超える場合にあっては1年とする。

(2) 規則第7条第1項第3号イに規定する者 当該在籍する学校等を卒業する年の3月末。ただし、職業訓練学校については、訓練期間満了日とする。

2 前項の規定より設けられた有効期限は、更新できるものとする。

3 第2条及び第3条の規定は、前項の更新の対象者確認について、準用する。

(利用者カードの返還)

第5条 利用者カードの交付を受けた者は、規則第7条第1項に掲げる者でなくなったとき、又は前条第1項の期限が到来したときは、当該利用者カードを館長(指定管理者が選任した館長をいい、教育委員会が管理運営する図書館にあっては「教育委員会」と読み替えるものとする。)に返納しなければならない。

(H24-2一改)

(再交付に要する実費額の免除)

第6条 利用者カードの再交付に要する実費額については、天災、火災、盗難その他不可抗力と認められる場合は、免除することができる。

2 前項に該当するものであるときは、その証する書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(補則)

第7条 この告示に用いる書類の様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年5月18日 教委告示第2号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。